修善寺町外３町合併協議会事務局規程

（趣旨）

第１条　この規程は、修善寺町外３町合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第３項の規定に基づき、修善寺町外３町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　協議会の会議に関すること。

(2)　協議会の協議資料の作成に関すること。

(3)　協議会の広報及び広聴に関すること。

(4)　協議会の庶務に関すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要なこと。

（組織及び事務分掌）

第３条　前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班、調整第１班、調整第２班及び調整第３班を置く。

２　各班の分掌事務は、別表第１のとおりとする。

（職員）

第４条　事務局に事務局長、事務局次長、班長、主任その他必要な職員を置く。

（職員の職務）

第５条　事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を総括する。

２　事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

(1)　事務局内の連絡及び調整

(2)　事務局長の職務の補佐

(3)　事務局長に事故があるとき又は欠けたときの職務の代理

３　班長は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

(1)　班相互間の連絡及び調整

(2)　自己の班に属する職員の指揮監督

(3)　分掌する事務の管理

４　主任及びその他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（会長の決裁事項）

第６条　会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

(1)　協議会の運営に関する基本方針の決定に関すること。

(2)　協議会に提案する議案の決定に関すること。

(3)　協議会の予算及び決算に関すること。

(4)　規程並びに要領等の制定及び改廃に関すること。（協議会の会議に諮るものは除く。）

(5)　その他特に重要と判断される事項に関すること。

（事務局長の専決事項）

第７条　事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)　１件の金額が100万円未満の予算の執行に関すること。

(2)　職員の服務に関すること。

(3)　事務上の通知、申請、届出、照会、回答及び報告等に関すること。
(4)　修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町及び中伊豆町との連絡調整に関すること。
(5)　各種資料等の調製に関すること。
(6)　その他事務局に関する軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第８条　事務を処理する場合の起案は、起案用紙（別記様式）を用いて行うものとする。

２　文書の整理、保管及び編さんについては、会長が別に定める。

３　この規程に定めるもののほか、事務局における文書の収受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、修善寺町の公文書の取扱いの例によるものとする。

（代理決裁）

第９条　会長が不在のときは、規約第７条に規定する副会長がその事務を代理決裁する。

２　会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代理決裁する。

３　前項の場合においても、あらかじめその処理について特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないものを除き、重要な事項又は疑義のある事項は代理決裁をしてはならない。

４　代理決裁した事項については、施行後速やかに後閲を受けなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りではない。

（情報公開の取扱い）

第10条　協議会が保有する情報に係る公開については、修善寺町の情報公開の取扱いの例によるものとする。

（公印の取扱い）

第11条　協議会の公印は、会長印とし、その名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第２のとおりとする。

２　協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

（職員の服務）

第12条　職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、それぞれの町の事務従事の例によるものとする。ただし、勤務時間及び休憩時間については、次のとおりとする。

(1)職員の勤務時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

(2)職員の休憩時間は、午後零時３０分から１時１５分までとする。

（給与等）

第13条　職員の給与、共済費等（時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当を除く。）については、それぞれの職員が属する町（この条において「構成する町」という。）が負担する。

２　時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当については、協議会の負担により、構成する町が支給する。

３　特殊勤務手当については、協議会が支給する。

４　特殊勤務手当は、構成する町の管理職手当の支給対象となる職員に対し支給し、その額は月額 30,000 円とする。

５　職員の旅費については、修善寺町の例により協議会が支給する。

（補則）

第14条　この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１５年１月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

区　　分	分　掌　事　務
総　務　班	１　庶務及び会計に関すること。 ２　合併の諸手続に関すること。 ３　協議会の会議に関すること。 ４　幹事会の会議に関すること。 ５　合併に関わる資料の編さんに関すること。 ６　人事に関すること。 ７　報酬等の支給に関すること。 ８　合併協議会だよりに関すること。 ９　ホームページに関すること。 10　広報事業（他の班に属する事業を除く。）に関すること。 11　行政職員への啓発に関すること。 12　例規に関すること。 13　その他他の班に属さないこと。
計　画　班	１　所管業務の専門部会及び分科会の会議に関すること。 ２　新市将来構想の作成に関すること。 ３　新市建設計画の作成に関すること。 ４　財政計画に関すること。 ５　合併の方式及び期日に関すること。 ６　新市の名称に関すること。 ７　新市の事務所の位置に関すること。 ８　地域審議会に関すること。 ９　地域説明会に関すること。 10　協議会の年次計画全体計画に関すること。 11　協議会の予算の調整に関すること。
調整第１班	１　所管業務の専門部会及び分科会の会議に関すること。 ２　財産、公の施設の取扱いに関すること。 ３　議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること。 ４　地方税の取扱いに関すること。 ５　一般職の職員の身分の取扱いに関すること。 ６　特別職の身分の取扱いに関すること。 ７　条例、規則等の取扱いに関すること。 ８　事務組織及び構成の取扱いに関すること。 ９　町名、字名の取扱いに関すること。

	10　慣行の取扱いに関すること。 11　消防団の取扱いに関すること。 12　所管業務に係る一部事務組合等の取扱いに関すること。 13　所管業務に係る使用料、手数料等の取扱いに関すること。 14　所管業務に係る公共団体の取扱いに関すること。 15　所管業務に係る補助金、交付金等の取扱いに関すること。 16　姉妹都市、国際交流に関すること。 17　電算システム事業に関すること。 18　広報広聴関係事業に関すること。 19　消防、水防、防災関係事業に関すること。 20　自治会、行政連絡機構に関すること。 21　都市計画事業に関すること。 22　公社、第三セクター等の扱いに関すること。 23　その他行政に関すること
調整第２班	１　所管業務の専門部会及び分科会の会議に関すること。 ２　国民健康保険事業の取扱いに関すること。 ３　介護保険事業の取扱いに関すること。 ４　所管業務に係る一部事務組合等の取扱いに関すること。 ５　所管業務に係る使用料、手数料等の取扱いに関すること。 ６　所管業務に係る公共団体の取扱いに関すること。 ７　所管業務に係る補助金、交付金等の取扱いに関すること。 ８　保健衛生事業に関すること。 ９　診療所事業に関すること。 10　福祉関係事業に関すること。 11　環境対策事業に関すること。 12　学校教育事業に関すること 13　社会教育（生涯学習）事業に関すること。 14　所管業務に係る公社､第三セクター等の扱いに関すること。 15　その他住民福祉及び教育等に関すること。
調整第３班	１　所管業務の専門部会及び分科会の会議に関すること。 ２　農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること ３　所管業務に係る一部事務組合等の取扱いに関すること。 ４　所管業務に係る使用料、手数料等の取扱いに関すること。 ５　所管業務に係る公共団体の取扱いに関すること。 ６　所管業務に係る補助金、交付金等の取扱いに関すること。 ７　農林水産関係事業に関すること。 ８　観光、商工関係事業に関すること。 ９　建設関係事業に関すること。 10　上下水道事業に関すること。 11　所管業務に係る公社､第三セクター等の扱いに関すること。 12　その他産業経済及び建設に関すること。

別表第２（第11条関係）

公印の名称	ひ　な　型	寸　法 (ミリメートル)	書　体	用　途
修善寺町外３町合併協議会会長の印	修善寺町 外3町合併 協議会長	21×21	楷書体	会長名をもって発する文書

別記様式（その１）

件名	

決裁		決裁年月日	参考意見	重要・至急
会長		年　月　日		保存種別
局長		年　月　日		1種 永久　4種 3年 2種 10年　5種 1年 3種 5年
次長		年　日　日		廃棄年度　年

合議			グループ	班長	班員
	班				
	班		起案	年月日 平成１５年　月　日	
受信者				班	
発信者			支出	款　項　目　節	

修善寺町外３町合併協議会

別記様式（その２）

修 善 寺 町 外 3 町 合 併 協 議 会